

平成25年12月6日（金曜日）

委員 井上紀代子
委員 有岡浩一

午前10時1分開会

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

会議に付した案件

参考人意見聴取

1. 一般社団法人宮崎県薬剤師会の概要について
2. 薬剤師会における防災に関する取組について
3. 大規模災害時における医薬品備蓄のあり方について

概要説明

総務部

1. 新・宮崎県地震減災計画について
2. 南海トラフ巨大地震特別措置法について
3. 支援物資集積所の想定とその運営方法について
4. 各防災関係機関との具体的な連携状況について

協議事項

1. 提言について
2. 次回委員会について
3. その他

出席委員（11人）

委員	長	中野	一則
副委員	長	重松	幸次郎
委員		外山	三博
委員		・原	正三
委員		宮原	義久
委員		黒木	正一
委員		松村	悟郎
委員		内村	仁子
委員		高橋	透

意見聴取のために出席した参考人

宮崎県薬剤師会 副会長	末永啓二
宮崎県薬剤師会 事務局長	河野俊春
宮崎県薬剤師会 薬事情報センター等所長	岩崎恭子

説明のため出席した者

総務部

危機管理統括監	橋本憲次郎
危機管理局長 兼危機管理課長	大坪篤史
消防保安課長	厚山善光

事務局職員出席者

政策調査課主任主事	日高 壮
政策調査課主査	黒田 裕司

中野委員長 おはようございます。それでは、ただいまから大規模災害・防災対策特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてですが、お手元に配付の日程（案）をごらんください。

本日は、まず、一般社団法人宮崎県薬剤師会から医薬品の備蓄関係等についてお話を伺いしたいと思います。

続いて、総務部から地震減災計画や南海トラフ特措法等についてお伺いしたいと思います。

その後、委員協議とさせていただきます。委員協議については、本委員会における「提言に

ついて」を中心に、「次回の委員会」についても御協議いただきたいと思います。

このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

中野委員長 それでは、そのように決定いたします。

では、これから薬剤師会様入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時3分再開

中野委員長 委員会を再開いたします。

本日は、一般社団法人宮崎県薬剤師会から末永副会長様、河野事務局長様、岩崎所長様においでいただきました。お忙しい中、わざわざお越しくださいませありがとうございます。

初めに、一言御挨拶を申し上げます。座ったまま恐縮です。

私は、宮崎県議会大規模災害・防災対策特別委員会の委員長の中野でございます。

当委員会は、大規模災害・防災に関する所要の調査活動を行うことを目的としております。

本日は、薬剤師会における防災の取り組みや医薬品の備蓄のあり方などについてお伺いしたいと思います。本日はよろしく願いいたします。

時間もありませんので、委員の紹介はお配りしております委員名簿でかえさせていただきます。

それでは、薬剤師会様より、よろしく願いいたします。全て座ったままで結構ですので、よろしく願います。

末永副会長 おはようございます。薬剤師会の副会長をしております末永と申します。河野事務局長と岩崎所長でございます。よろしくお

願いいたします。

委員の先生方におかれましては、私どもの会に対して、日ごろから御指導、御協力いただきまして厚くお礼申し上げます。本来ならば、きょう会長の田代が参りまして御挨拶するところでもありますけれども、あいにくの出張で不在でございますので、副会長の私のほうから御説明させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、御依頼の説明事項に入る前に、簡単に本会の概要についてお話をさせていただきます。お手元資料、1ページをお願いいたします。

まず、本会の沿革、項目1のところにお示しておりますけれども、本会は、明治42年に12名の会員で創立されております。既に100有余年たっております。大正15年に法人化され、ことしの4月から一般社団法人として新たなスタートを切ったところであります。

会の目的を項目の2に、それから会の事業を項目の3に、それぞれお示しておりますけれども、3の事業のところの下から2番目に、今回のテーマであります災害時等の医薬品の確保・供給に関する事業が記されております。

項目の4で、会員の状況ですけれども、現在の会員数は、10月末で1,438名、約70%が薬局の経営者や勤務者、そして14%が病院勤務者となっております。調剤を行う保険薬局数は県下に523カ所ございます。

項目5の組織につきましては、会長以下の役員が計17名、それから常置の委員会が11、各地域及び職域の薬剤師会が計9つとなっております。また、特定の業務を遂行するための附属施設としまして、薬事情報センターほか、ごらんの4施設が置かれておるところであります。

それでは、引き続き、説明事項の1番目ということで、本会における防災の取り組みについ

て御説明させていただきます。

「資料」の2ページをお願いいたします。

地震、津波等の大規模災害発生時におきましては、本県の災害医療活動マニュアル、それから本会の防災マニュアルに基づいて、ほかの医師等の職種の方々と連携しながら、項目1の（1）にお示ししました薬剤師としての救護活動を行うこととしております。の災害医療活動としての調剤や服薬指導、の被災地での医薬品の供給、管理、の避難所における被災者への支援、そして、にその他の公衆衛生活動等を行うこととしております。

また、これらの活動を適正に行うために、（2）のように、県の災害対策本部や医師会等との連絡調整、それから私どもの会員の薬局等の施設の被災・稼働状況の把握なども本会の重要な業務と考えております。

次に、最近の活動事例といたしまして、記憶に新しいところでありますが、新燃岳の噴火、それから東日本大震災における活動状況について述べさせていただきます。

まず、項目2の（1）の新燃岳の噴火についてであります。平成23年2月2日から毎日、薬剤師1名を高原町の避難所に派遣しまして、お薬相談等を行っております。また、本会の地域薬剤師会であります小林えびの西諸薬剤師会におきましては、避難所生活で必要とされる消毒薬、風邪薬等の一般用医薬品の提供を行ったところでもあります。

また、（2）の同年3月発生の東日本大震災におきましては、発生2週間後の3月25日から約3カ月間にわたり、21名の本会の会員薬剤師を石巻市など3市町村に派遣し、調剤、服薬指導、医薬品の仕分け、管理、健康相談等に從事させたところでもあります。

このときの様子につきましては、おめくりいただいで、3ページの下のほうに写真をお示しております。4枚の写真の左上が気仙沼市、右上が南三陸町、それから下の2枚が石巻市での状況を、本会の派遣されたボランティア薬剤師がそれぞれ撮影したものであります。

当初は、医師、看護師が主となると思われていた現場で、薬剤師にどれだけのことができるのかという疑問はいろいろとあったんですけれども、カルテやお薬手帳など服薬記録が一切流失してしまった状況の中で、被災によるけがだけではなく、糖尿病、高血圧といった従来からの慢性疾患を抱える住民たちに、全国から集まった薬剤師が詳細に過去の服薬歴等を聞き取って、膨大な種類の備蓄医薬品とか援助医薬品の中から適切な処方を医師にアドバイスし、患者に服薬指導をするという風景が被災地で日常的に見られ、私どもとしましても、薬剤師という職能の重要性を改めて再認識した次第であります。

次に、同じページの項目3の（1）から（4）に今後の取り組みや課題を上げさせていただきましたが、（1）の組織及び連携の強化というところにおきまして、先ほど申し上げたとおり、この4月に一般社団法人になりましたけれども、これを機に「災害・危機管理ワーキンググループ」を今、設置の準備を行ってるところであります。今後、今までも暫定マニュアルはありますけれども、災害のマニュアルや課題の洗い出しをこのワーキンググループで行っていきたいと思っております。それから、今後、（4）のとおり、防災訓練、これも近々の課題として実施を検討していきたいというふうに思っております。

また、既に御承知かと思いますが、先月11月の1日に、宮崎県と本会の間で「災害時におけ

る医療救護活動に関する協定」を締結させていただいたところであります。

最後に、大規模災害時における医薬品備蓄のあり方についてであります。4ページをお願いいたします。

現段階の備蓄状況としましては、項目1の1から3にお示ししました県が行政として行う備蓄医薬品を受託するという、そういう医薬品と、それから項目4の私どもの傘下の薬局や会員薬剤師が管理薬剤師を務める医薬品卸売各社が通常業務の中で保有する在庫医薬品に大きく分かれると思います。県からの受託事業におきましては、既にこの委員会で執行部の説明はあつてと思いますが、宮崎、都城、延岡の県内3カ所にそれぞれ約1,000人分の備蓄が行われまして、本会の関係施設が維持管理に当たっているところでありまして、備蓄内容といたしましては、医薬品だけではなく、医療機器や注射器等の衛生材料、そういったものも含まれております。

そして、項目4の本会でのその他の備蓄ということに関しましては、御承知のように、必ずしも災害を念頭に置いたものではなく、また、従来からの景気の動向等もありまして、通常の必要量を約3日から14日程度の在庫にとどまっております。

資料の最後に、県から受託した備蓄医薬品の状況を写真でお示しております。

以上、大規模災害を念頭に置いた本会の取り組み、それから医薬品備蓄について御説明申し上げましたが、今後とも本会の活動に対して御理解と御指導をよろしくお願いいたします。

説明につきましては、以上でございます。

中野委員長 ありがとうございます。

それでは、これまで御説明いただきました内容につきまして、委員の方から何かお聞きした

いことがあれば出していただきたいと思います。

宮原委員 済みません。きょうは、ありがとうございます。災害時の活動状況というところで、新燃岳の噴火であったり、東日本大震災へ派遣をしていただいているんですが、これは薬剤師会として、申し出て行かれたものなのか、やっぱり要請があつて行かれたものなのか。そこをお聞かせください。

末永副会長 新燃岳については、まず、最初の報告書等を見ますと、避難所の保健師さんから、お薬に関していろいろ悩みがあるので相談に乗ってくれないかということを経験された方が聞かれて、派遣をするということを決めたようでございます。ちょっと今、手元にないんですけど、3週間ほど。

それから、東日本大震災に関しましては、被害の余りにも甚大さがもう全国に流れたわけですが、日本薬剤師会と協議しながら、やっぱり最初は非常にボランティア的に行つて、そして、その中で県薬剤師会として派遣の計画を決めて順次派遣していったというようなことで、上部組織の日本薬剤師会との連携の中で動いていったというふうに記憶しております。

宮原委員 ありがとうございます。

中野委員長 ほかにありませんか。

高橋委員 新燃岳から被災者からの依頼とおっしゃってますけど、費用関係はどうなさつてるんでしょうか。旅費とか、かかったと思うんですが。

末永副会長 新燃岳のほうは、地元のえびのの薬剤師会が一応一般薬のですけども、いわゆる通常買えるようなお薬、そういったのを1セット寄附したということで聞いております。

それから、東日本大震災については、日本薬剤師会からの、何ていうんでしょうか、交付金

というんですか、そういったものを一応いただいたりして活動しております。

高橋委員 ありがとうございます。大変な貢献をいただいているようで助かります。

引き続き、お尋ねしますが、3ページに、今後の課題ということで訓練の実施ということでしょうけど、掲げていらっしゃるんですが、通常、もう今度、県も12月15日でしたですか、防災訓練やりますけど、そういうところと連携されて参加されてるのですか。市町村もやってますけど。

末永副会長 まだ、会としてはっきりした形の連携というのはないんですけど、例えば部分的に会員の薬局が、例えば県立病院の職員であったりとか、そういった中で薬剤師が個人的に参加するとか、そういう形はあるんですが、薬剤師会としてはっきりした形で訓練に参加するという形はまだないように思います。

岩崎所長 少し補足をさせていただきますと、昨年、県のほうで実施されましたテロ関係の防災とか、そういうのには薬剤師会としては参加を私どもはしているんですけども、地域地域に当たりましては、各地域の薬剤師が個人的なところで参加しています。地域ぐるみでまだ薬剤師会として自主訓練に参加してるところまで、まだ至ってはいないところでございます。訓練の実施につきまして、私ども薬剤師会内のいわゆる連携とか、実際に実地訓練をする必要があるってということで、まだ、その計画を今からちょっと薬剤師会独自でもやりたいなというふうに考えているところでございます。地域での参加というのが明確に事業としてはまだ入ってないところでございます。

高橋委員 これからということで、いろいろとアドバイスいただくといいと思います。よろ

しくお願いいたします。

次に、備蓄関係ですけど、備蓄場所については、いわゆる大規模災害に耐え得る保管の機能を有してるということで良いのでしょうか。備蓄場所についてももう少し補足をお願いいたします。

末永副会長 県の医療薬務課の中で、薬剤師会が3地区、受託して置いておりますけれども、例えば宮崎地区の宮崎県薬剤師会の分業支援センターでは、ちょっと写真に出ておりますけれども、棚とかが耐震的に補強されて、そして医薬品がこぼれないようにチェーンがちょっと張られてるのがおわかりだと思うんですけど、それから医薬品って意外とアンブルとかそういったもの割れやすいんですけど、これジュラルミンのケースに入れられて保管されてるといことです。

岩崎所長 この写真は、宮崎県薬剤師会本部のほうの備蓄場所で、建物は3階部分に、薬剤師会館の裏手にあります、私ども所属しております情報センター医薬分業支援センターのほうの3階のほうにございます。

耐震関係は、建物は通常の耐震の対応なんですけれども、この保管している場所につきましては、この棚の固定、それからチェーンの設置等は県の予算のほうで今年度、耐震対策ということでとっていただいております。

以上でございます。

高橋委員 最後にします。1ページのほうで、会員の状況で、無職っていう方が86名いらっしゃるじゃないですか。年齢的な部分もあるかもしれませんが、それこそ専門的な知識と知見をお持ちの方、薬剤師の方、大規模災害のときにこういう方々もいろいろ御指導いただくと大変

助かるがなと思ってちょっとお尋ねします。この方々も実際に動ける方々っていうふうに私、理解していいですか。

末永副会長 年齢的なものもありますし、それから、いろんな事情で今つかれてないっていう方もいらっしゃるんですけど、薬剤師会の中に、所長のほうであれしてるんですけど、無料職業紹介所っていうのがございまして、そういったところも活用しながら、看護師さんたちと同じですけど、できるだけ仕事についていただくということがあるかと思います。

それから、これ無職の方といえども、やっぱり資格を、委員御指摘のように持ってらっしゃる方なので、これから検討するマニュアルの中でこういった方々の活用とか、そういったこともうたい込みながら、実際の派遣とかするときには、そういった方々にも協力をいただく方針のマニュアルを改定していきたいなというふうに思っております。

高橋委員 ありがとうございます。よろしく願います。

中野委員長 いいですか。ほかにありませんか。

井上委員 このたび御説明をいただいて本当にありがとうございます。改めて薬剤師会の皆さんが御協力をいろいろいただいていることに感謝を申し上げたいというふうに思います。

ちょっと教えていただきたいことは、大規模災害のときに、東日本大震災に気仙沼市も南三陸町も石巻市にも行っていただいたということで、実際薬品があるところに薬剤師の皆さんが行かれて、それで現実に現場でどういう薬が必要であるっていうようなことも含めて、いろいろな分析もされて大規模災害時における医薬品の備蓄のあり方っていうことについては、十分

な議論がされてるものと思いますが、現実に1,000人分ずつという言い方で、それだけで慢性疾患の方たちにも対応ができるようにということをおっしゃっておられるわけですが、私どもが皆様方に期待する医薬品の備蓄の現状ですよね。もうそんなに全種類置くわけにはいかないでしょうし、いろんなことをお考えになっての備蓄だと思うんですけど、大体どういう方針で備蓄の医薬品というのを決めておられるのか。そこを教えていただきたいと思います。

末永副会長 今、県から受託しておりますのが、医薬品としては73品目ございますけれども、いろいろ執行部からも御説明があったと思うんですけど、初動対応で実際救命救急に当たる、72時間とか言われてますけれども、それに必要な医薬品っていうのは、人間を蘇生させるための医薬品とか、けがに対応するための医薬品ということになるかと思うんですけども、実際私どもが東日本大震災21名派遣した段階では、いわゆるD M A T とかが活躍するその場面の後に、慢性的な疾患、そういったものがケアが必要というような段階でしたので、むしろ血压とか糖尿病とか普段飲んでらっしゃるお薬、そういったものも今後、想定していく必要があるかと思うんですけど、そういった医薬品も一部はありますけれども、やっぱりまず救命救急ということで、今、受託してる部分についてはそういう救命救急的な医薬品、例えば不整脈を起きている状態のときとめたりとか、それから呼吸を確保したりとか、そういうような医薬品が確かに多い感じはいたします。

ただ、実際に派遣されたボランティア薬剤師が自分でやっぱり抱えていたり、それから各地からやっぱり各県、被害を受けてない県から供給された医薬品の中に、いろんな医薬品があ

りまして、そういう慢性疾患の医薬品がかなり大量にあります、ただ、薬剤師とかドクターも含めて苦労したところは、やっぱり先ほど申し上げたように、服薬記録とかカルテとかが一切なくなってるということで、報告書の中にちょっとあるんですけれども、赤い玉を飲んだ、貧血だったってということで、それだけでフェロ・グラデュメットっていうお薬があるんですけれども、そういったものを想定してドクターに提案したりとか、それから5ミリグラムの錠を飲んでたけれども、実際に送られたのは2.5ミリグラムしかないの、これを2錠にしないとイケないとか、そういう仕分けの部分で必要なので、そういった日常生活に必要なものという薬剤については、備蓄医薬品にも必要ですけども、やっぱり全国から供給されるお薬っていうのが、そういう役に立ってくるのかなというふうには思っています。

それから、どれほどのあれがあるかわかりませんが、先ほど申し上げた備蓄の中で、私どもの薬局が持ってる薬品、傘下に五百何カ所ありますけれども、そこが全部崩壊するわけではないので、そういった医薬品も必要に応じて、可能であれば活用できる場合もあるし、それから一般の医薬品も薬局にちゃんと存在すれば、またそれも提供できたり、いろんな使い方、そこ辺の知恵の振り方は、我々薬剤師のほうもまたひねっていかないとイケないのかなっていうふうに考えてます。ちょっと多様な感じはしますけれども。

井上委員 私どもが想定をしてる被害人数、例えば南海トラフであつたら何万人とか。これでいくと3,000人分の医薬品はあると。どういう形であれ3,000人分はあると。それに自衛隊の医療部隊の方がいらっしゃるので、その方たちが

来る。ほかのこの医師団の皆さんも来られる。そういういろいろなバックアップもありますけれども、現実に備蓄場所は3カ所ということについて、薬剤師会の皆様からすると、宮崎県内を想定、大規模災害が起こったときを想定した場合に、備蓄の状況、この3カ所で十分であるというふうに言い切れるかどうかっていうのは、なかなかちょっと難しい御判断だとは思いますが、感想としてはいかがでしょうか。

私どもは、宮崎県内もちょっとこう幅広く、沿岸部が非常に多いもんですから、400キロもありますので、この3カ所で本当に大丈夫なんだろうか。それと、県立の医師会、病院もありますので、その備蓄もあるということ想定した上でですけれども、やっぱり3カ所で十分、これで大丈夫であるというふうに御判断をいただけるものなのではないでしょうか。

末永副会長 確かに、委員おっしゃるようになかなか難しい御質問かなと思います。実際に南海トラフ、言われてますけど、推計値とかを見たときに、これで十分だという量はなかなか難しいのかなと思います。ただ、備蓄ということになると、医薬品は期限がございまして、これを例えば3年とか5年、生物製剤だったらもっと短いんですけども、入れかえていかないとイケない。じゃその費用をどうするのかとか、そこらあたりになると、民間団体である薬剤師会として、じゃ足りない部分どうするのかというときに、やっぱり県の方々と協議をさせていただくっていうのが一つあるのかなと思います。

具体的にちょっと試算的なものは今お手元に持ってきておりませんので、ちょっと申しわけないんですけど、先ほど申し上げたように、やっぱり委員もおっしゃったように、いろんな各方面の自衛隊、それから拠点病院、それから場合

によっては、傘下の薬局の通常使うお薬とか、いろんなものを活用しながら使うべきなのかなと思います。ただ、そのためにやっぱりそういうことを調整するコーディネーター的な方が、今後やっぱり必要なのかなというふうには考えております。

井上委員 今、その話をさせていただこうと思ってたところなんですけれども、やっぱりそういう宮崎県全体のそれをある程度わかっただけのコーディネーターの方っていうのが、本当に必要なのではないのかなっていうふうには思っているところです。全てのことを薬剤師会の皆さんに負担をさせるということではなく、私どももそれについてはやっぱり真剣に考えていけないといけないのかなっていうふうに思っております。それで、宮崎市の丸島っていうところは、こういうあたりだという想定がつくので、私も、ああ、あそこなら大丈夫と。じゃ、都城市の祝吉だったら災害のときどうなのかとか、すぐ運ぶことができるのかとか、延岡の大瀬町だったらどうかとか、そういうことも含めていろんな意味で県とも連携を十分とっていただいて、私ども安心して薬剤師会の方にお任せしたいという部分はたくさんありますので、今後もお力添えをいただけたらというふうに思っているところです。

意外や意外、逃げるときに、本当は慢性疾患の人っていうのは薬を常備して持っとかないといけないのにもかかわらず、慢性病って不思議なもので、薬を持っていないということを気がついた段階のときは、もう病気が発症しそうになるというか、そういうことがありますので、また、いろんな意味で、危機意識が私どももまだ足りないところもありますが、県と十分な連携をとっていただいて、今後もお力添えをいた

だけたらというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

末永副会長 よろしくをお願いします。

中野委員長 ほかにありませんか。

外山委員 今のことと関連がありますが、県からの受託事業、今、備蓄72品目やったですね。この費用は県のほうが用意した費用で備蓄をされておるわけですね。

末永副会長 はい、そうです。

外山委員 あと、期限が来た後の補充については、県とは具体的な話は、その費用をどうするかということとはしておられるんですか。

末永副会長 これは、県のほうで入れかえとか、それについては予算を組んでいただいて、管理は私どもでやってるんですけれども、期限が切れた医薬品については入れかえをしていただいております。

外山委員 その費用は県のほうで持ちますと。

末永副会長 県の予算です。

外山委員 わかりました。

中野委員長 ほかにありませんか。

高橋委員 この備蓄の関係で、私も議会で質問したことがあるんですけど、九州各県で備蓄しているから、それを緊急のときには、宮崎で3,000人分で足らんときには、そこで運んで活用する、それはわかるんだけど、私もやっぱり費用が許せば、二次医療圏のブロックで備蓄したほうが安心なのかなちゅうことを思いとしてあるんですけど、なかなか遠慮なさっておっしゃってないかもしれないですが。それと私、宮崎県内を、今の現状を認めた上であえて申し上げれば、同じ1,000人分で良いか、これ疑問があるんですよ。宮崎っていうの40万、ここだけでいるじゃないですか。やっぱり大規模災害があったときに、それだけの人口がいれば被害

を受けた方も多いわけで、だから、私は都城とか延岡と比べると、2,000人分ぐらいやっぱり備蓄しとかなないと、やっぱり安心は担保できないのになっていう、私の率直な意見です。

末永副会長 確かに、4割強でしょうか、宮崎市に集中してるわけなんですけれども、逆の考え方しますと、宮崎に備蓄していたとき宮崎が壊滅したときには、その医薬品は逆に使えないことになるっていうことで、やっぱり延岡、都城にその医薬品があって、状況によるんでしょうけれども、宮崎にそれを持ってくるという考え方にやっぱりなるのになっていうのもちょっと考えております。やっぱり委員御指摘のように、二次医療圏ごとになっていう考え方は非常に合理的なのかなと思うんですけれども、また、これは県との協議になるんですが、予算もありますし。

ただ、一般用医薬品で済むような方も結構いらっしゃるといって、一つ言えるのが、傘下に五百何カ所、我々薬局持ってますので、これが結構二次医療圏ごとにほぼ地区の薬剤師会ございます。そういったものの活用も一つの考え方なのかな。今度、新燃岳がやっぱりいい例だったと思うんですけれども、だから、やっぱり薬局ってというのは、きちんとそういう形で各地に存在していただくっていうのは大事なのかなというふうには思っております。ちょっと答えになったかどうか。

高橋委員 薬局の活用っていいですか、二次医療圏ごとの数なんかもしっかりとわかるんでしょうけど、私も知っとく必要があるなと思って、今、副会長の話聞きながら考えておりました。

中野委員長 ほかにありませんか。

内村委員 済みません。お世話になります。

きょうは、お疲れさまです。

今、ここに東北での写真が掲載されてるんですが、やっぱり時期によって、その地域によって必要な薬品がそれぞれ違ったと思うんですよ。私どもは、まず自助のところでの自分のところの備蓄もちゃんとしとかなないといけないんですが、この中で気仙沼市とか南三陸町、大体地形と被害は似たような箇所なんですけれども、どういう薬品が一番使われたかは、何かデータか何か出てますでしょうか。

末永副会長 今、報告書を全部をちょっと把握できてるわけではないんですけども、やはり参加した、ボランティアで行かれた方の報告書を見てみますと、血圧とか循環器のお薬、それから風邪薬、それから湿布とかけがのお薬とか、そういった軟膏類、塗る軟膏類、そういったものが必要だったということと、やっぱり数が限られてて、一部問屋さんも動いていたらしいんですけど、欠配がやっぱり多かったとかいうようなことも報告の中にあります。翌日になってみないと、それが供給されるかどうかかわからないっていう状況もあったというような報告書が上がってきております。

中野委員長 いいですか。

内村委員 はい。

中野委員長 ほかにありませんか。ないですか。副委員長は。

重松副委員長 ないです。

中野委員長 ほかにないようでしたら、これで終わりたいと思います。

私から一言、お礼を申し上げたいと思います。

本日は、大変御多忙の中、出席いただきまして御説明をいただきました。まことにありがとうございます。委員一同、本日、お聞きしたことをこれからの委員会の中で十分に反映させて

いきたいと、こう思っております。皆様方のこれからの御健勝、御活躍を御祈念を申し上げまして、簡単ですが、お礼の言葉とさせていただきます。まことにありがとうございました。

入退室のため、暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時42分再開

中野委員長 委員会を再開いたします。

総務部においでいただきました。早速ですが、概要説明をお願いいたします。

橋本危機管理統括監 危機管理統括監の橋本でございます。よろしくをお願いいたします。

本日の説明事項でございますが、お手元、「特別委員会資料」、目次でございますように、1点目は、新・宮崎県地震減災計画について、2点目は、南海トラフ巨大地震特別措置法について、3点目は、支援物資集積所の想定とその運営方法について、4点目は、各防災関係機関との具体的な連携状況について御説明をさせていただきます。

詳細につきましては、危機管理局長から説明させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

私からは以上です。

大坪危機管理局長 それでは、「委員会資料」の1ページをごらんください。

まず、1点目、新・宮崎県地震減災計画についてであります。

1の計画の基本的考え方ですけれども、本県では、平成19年の3月に策定しました「地震減災計画」につきまして、今回、新たに南海トラフ巨大地震対策を追加する形で新計画を策定したところでございます。

（3）の計画の進行管理ですが、今後の国の

施策の状況等も踏まえながら、毎年度見直しを行いまして、時点修正を行いながら更新することにしております。さらに、実施主体を自助、共助、公助、そして実施時期を5年程度の短期、10年程度の中期、20年から30年程度の長期に区分して整理しまして、諸対策の進行管理を行っていきたいと考えております。

計画の対象となる地震の被害想定につきましては、その表、中ほどの表のとおりでございます。現計画で対象としてます日向灘地震、えびの・小林地震、東南海・南海地震につきましては、当然ながら引き続き対策を進めていくということになります。そして、今回は新たに右側の南海トラフ巨大地震も対象として追加し、内容を膨らませたものということで御理解いただければと存じます。

次に、下のほうの2の減災目標ですけれども、10月末に公表しました被害想定をもとに、建物の耐震化と住民の早期避難を中心に対策を進めまして、被害を大きく軽減すること。例えば、最悪の場合、人的被害が3万5,000人から8,600人というデータがございますので、そういうものをまず目指すということ。そして、さらには、その他避難場所の確保ですとか、避難訓練の実施、広域連携の推進などいろんな対策に取り組むことで、そこから、さらにできる限り被害の軽減を図るということを目標にしているところでございます。

右側の2ページ、ごらんください。3の計画の骨子ですけれども、従来の計画どおり6つの柱で構成をいたしました。この中でそれぞれの項目について、従来から実施している対策を引き続き進めますとともに、その表の中でアンダーラインを引いてる部分ですけれども、その部分、新たに追加した内容につきましても、順次取り

組んでまいりたいと考えております。

1点目、まず、県民防災力の向上では、大規模災害発生時には、特に住民の「自助」と「共助」が重要になりますので、例えば「宮崎県防災士ネットワークの活動支援」ですとか、「関係機関、地域との連携強化」、そういうものに取り組んでまいります。

それから、2点目の住宅・建築物の耐震化、居住空間内の安全確保では、「建築物の耐震化」ですとか、それから「家具類の転倒防止」など、地震の強い揺れから身を守る対策を進めてまいります。

次に、外部空間における安全確保対策の充実では、「地震・津波災害に強いまちづくり」というものに、長期的な課題として検討を進めてまいりたいと思います。さらに、「高速道路等の重要インフラの整備」についても、防災の観点からも取り組んでまいります。

それから、4点目の津波対策の推進ですが、まずは、住民の避難対策が重要ですので、早急に「避難場所や避難路の確保」を図るとともに、住民への啓発、訓練などを通して早期避難を促進してまいります。

それから、5点目の被災者の救助・救命対策では、「自衛隊等の救助関係機関との連携強化」ですとか、「後方支援拠点を活用した防災訓練の実施」、さらには「災害拠点病院の機能強化や広域医療搬送体制の充実」、そして避難所等におけます「保健衛生・防疫対策」、さらには「震災関連死等の防止対策」など、多くの対策について取り組んでまいります。

最後に、6点目の県、市町村の防災体制の充実、広域連携体制の確立ですが、「業務継続計画、BCPの推進」や「防災拠点庁舎の整備」、そういうもので県の防災体制の充実を図るとともに、

被災者への支援や「ボランティア関係機関との連携」など、市町村における災害対応力の強化を促進してまいります。さらには、大規模かつ広範な災害が発生した場合に備えまして、「国や九州各県、指定公共機関、企業や関係団体との広域的な連携体制の強化」を図ってまいりますことといたしております。

なお、詳細な内容につきましては、別冊としまして、本計画の冊子をお配りしておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

次に、「資料」の3ページ、ごらんください。南海トラフ地震対策特別措置法についてであります。

1のこれまでの経緯ですけれども、本法律は、本年6月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」、従来からあってましたその法律の一部改正案として国会に提出されまして、11月22日に参議院本会議で可決され、成立をしたところでございます。

2の法律の概要ですけれども、(1)の南海トラフ地震の発生により著しい災害が生じるおそれのある地域を、南海トラフ地震防災対策推進地域としまして、内閣総理大臣が指定をし、指定をされた県や市町村は、それぞれの地域防災計画に必要な事項を定めることとされております。

さらに、(2)ですが、その推進地域のうちに、津波避難対策を特別に強化すべきところを特別強化地域として指定をしまして、指定をされた市町村は、津波避難対策緊急事業計画を作成し、避難場所や避難路の整備に関する国庫補助などの措置が受けられるようになっております。

3の今後の課題ですけれども、それらの「推進地域」ですとか「特別強化地域」の指定基準がまだ明確になっておりません。そして、法に基づく支援対策の具体的な内容につきましても、

今後検討されるということでございますので、今後の国の動向を注視しますとともに、さまざまな機会を捉えまして、本県内の対策がしっかりと進められるように要望してまいりたいと考えております。

次に、「資料」の4ページになります。支援物資集積所の想定とその運営についてでございます。

まず、1点目の地域防災計画における物資搬送の流れですが、本県の地域防災計画では、市町村から物資の支援の要請があった際には、県の備蓄品を提供しますほか、関係業者や他県からも調達をし、物流拠点を經由して市町村へ提供することとしております。さらに、必要に応じまして、政府所有米の調達、搬送も行うこととしております。

なお、国のほうでは、東南海・南海地震の応急対策活動としまして、現在、「広域物資拠点」を設けておりまして、本県では宮崎市の「生目の杜運動公園はんぴドーム」、それから延岡市の「北川町総合運動公園」の2カ所が指定されております。

2の今後の課題ですけれども、南海トラフ巨大地震におきましては、大量の物資搬送が必要となります。さらに、広範囲でかつ長期にわたる物資の供給が必要になりますので、この物流拠点の場所ですとか規模について、さらに検討する必要があると考えております。

さらには、物流拠点での大量の物資の仕分けとか管理につきましては、専門性の高い人材、そして仕分け等のための資機材が必要になりますので、例えばトラック協会ですとか倉庫協会といった関係機関との協力が不可欠になるものと考えております。

このようなことから、下のほうになりますけ

ども、新たな物流体制の構築に向けまして、先月、九州運輸局など関係機関との意見交換会をスタートさせました。さらには、今回の総合防災訓練でも関係機関と連携をしまして、物資の搬送訓練を行うこととしております。

次に、「資料」の5ページをごらんください。最後のテーマになりますが、各防災関係機関との具体的な連携状況についてでございます。

南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した際には各防災機関同士の円滑な連携が不可欠ですので、防災訓練の準備段階から関係構築に努めるなど、実効性の確保に取り組んでおります。

具体的には、(1)ですけれども、関係機関との広域的な連携推進を図るために、昨年8月に、本県が幹事県となりまして「南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会」を設置いたしました。この協議会は、九州各県はもとより、九州管内の防災関係機関から構成されるものでして、本年度も3回ほど全体会議を行う予定でございます。さらには、総合防災訓練につきましても、当協議会との共催で実施することとしております。

また、(2)ですけれども、大規模災害の発生に備えた本県の災害対策本部の体制強化も図っております。本県の災害対策本部は、この下のほうの図にありますように、災害対策の中核をなす組織ですが、その活動を推進するために、右のほうになります。総合対策部なるものを設置しまして、各防災関係機関との連携調整等を行っております。今回の訓練に当たりましても、この総合対策部の班編成につきましても、従来の6班体制から9班体制、さらに人員も60名から120名に拡充をいたしました。そして、関係機関も参加した図上訓練を4回ほど実施したところで

ございます。

さらに、右の6ページの(3)ヘリコプター運用調整会議の設置ですが、災害当初、情報収集や人命救助にヘリコプターは不可欠でございます。そして、多数の機関が所有していますので、その安全かつ効率的な運航を確保する必要があります。そのために、本年の3月ですが、このヘリコプター運用調整会議を設置をしまして、相互の連携強化に努めてきているところでございます。

今後とも、それぞれの防災関係機関との効果的な連携を図るために平常時からの連絡調整を含めまして、その強化に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

中野委員長 執行部の説明が終わりました。何かそれぞれお聞きしたいことがあればしていただきたいと思えます。

・原委員 今、一番最後の6ページですけど、ヘリコプター、多数の防災機関が所有ということなんですが、内訳わかりますか。

大坪危機管理局長 それぞれがそもそも何機所有してるかということは承知してませんが、今回の防災訓練では、各関係機関から合計で12機参加するという予定でございます。

蓬原委員 参加はわかるんですが、いざというときにやっぱり何機あるのか。例えば、この前、宮崎空港事務所との話もずっと以前の会議でしたことある。あそこは水かぶるよねっていう話で、飛べなくなるだろうと。現地に行きましたけど、地下のいろんな、自家発電だとか、対策はしてあって、現地で私が、じゃ復旧に何日かかるんですかっていう質問をしたら、はっきりした、今から計画つくるんでわからないっていうような答弁だったと思ってますが、やは

りこれは県内のどこにあって、どこがっていうことでやっとなないと、実際飛べない、飛ばない、どう飛ぶのかわからないわけですから、ぜひそこのところ把握をお願いしたいと思っています。

大坪危機管理局長 それでは、県内の各防災機関が何機それぞれ所有してるかということは調べまして、後ほど御報告をさせていただきます。

中野委員長 今の、このことに関してないですかね。いいですか、私から。

蓬原委員 いや、私もちょっと言いたかった。言いましょうか。

中野委員長 はい、どうぞ。

・原委員 やっぱり戦争に例えるといろいろ問題あるかもしれんけど、やっぱりそこにどうい資機材があって、どういう機動力があってというのはちゃんとやっておかないと、構想はできたけれども、実際はどれだけの戦力があるのかっていう、体力っていうか、それはちゃんとやっとなないと。

橋本危機管理統括監 御指摘のとおりだと思います。まず、南海トラフの巨大地震になりますと、率直に言って、もう県内の戦力だけでは全く足りないという前提になると思います。我々ですと、消防で防災ヘリ「あおぞら」1機、それと県警ヘリが1機、あと海上保安庁が管区としてどの程度かというところですけども、国土交通省でも九州で1機でございまして、あと海上保安庁が、鹿児島島中心になりますけれども、今、御指摘の意味で言いますと、九州全体でどのくらい運航できるのかっていうのをしっかり把握する必要があると思っておりますし、東日本の大震災の場合ですと、防災ヘリでも全国から集まっております。例えば、うちの「あ

おぞら」も岩手県のほうに派遣しておりますので、また、この南海トラフの巨大地震になりますと、大きなヘリ保有の戦力は自衛隊になるんですが、その自衛隊では、今のところ九州の対応は西部方面総監のエリアで頑張らざるを得ないのではないかと。例えば、中国地方とかは四国で、中部地方も被災するという状況になりますので、そういう前提で今どのくらいかっているのは精査して、また、改めて御報告をさせていただきたいと思います。

中野委員長 ほかにありませんか。

宮原委員 済みません。遠野市がたしか、物すごく有効な後方支援ができたということで、ヘリが結構たくさんとまれるスペースがあったというふうにお伺いをしたんですよ。今回、県内にも後方支援の拠点的な運動公園をそれに充てられてますけど、当然そこは、運動公園なわけかっていうと、ヘリコプターの離着陸が複数機できるというような話も聞いたんですが、ヘリコプターがとまるのはいいんですけど、燃料は、当然そこには給油をせんにゃならないと思うんですけど、こういった後方支援拠点施設を指定をしても、燃料あたりのそういった供給体制っていうのまでやっぱり含めて、検討なり整備はもうされてるっていうことでいいんでしょうか。

橋本危機管理統括監 委員御指摘のように、後方支援拠点の運用方法としてヘリの臨時ヘリポートというのを想定しております。その中で大変大きな課題として、その給油体制をどうするかというのがございます。実は、宮崎県内にそもそも備蓄のタンクがない。現状でも鹿児島の方から燃料を持ってくるということになりますので、一応今、基本としましては、業者と協定を結んで運んでいただくという方策を探っているところでございます。

その中では、もう一つは、この前の図上訓練とかでもそこをチャレンジしてるんですけども、やはり新田原基地がいざというときに使わせていただけるかどうかというのも一つの選択肢としてあるかと思えます。ただ、自衛隊で使ってる燃料と普通の民間機が使ってる燃料が必ずしも一緒ではないとか、そういう課題も出ておりますし、その給油方法をどうするかというところは、これから詰めていく必要がある課題だと認識しております。

宮原委員 今、言われたけど、多分空港はそうなったとき使えないんだらうってなったときに、新たにどこかをつくるよりは、やっぱり僕はもう新田原が一番いいんだらうと思えますよね。やっぱりそういうところを使わせていただくように検討を早急にして、そして新たにつくるよりは、もうそこに運べばいいわけですから、そういった支援を、例えば海岸端のところから運ぶのはあれでしょうから、内陸部側から新田原の基地をうまく利用してということで、多分そう、どうこうっていうのは要らないと思うんですけど、やっぱり調整はせにゃいかなんでしょうけど、機種によって燃料が違うということも含めて、やっぱりもう何力所もつくるよりも、そこをお願いをして協定を結ばれたほうがいいのかなという気がしましたので、なるべく早くされるようお願いをしたいと思います。

橋本危機管理統括監 非常に宮崎空港が津波に厳しい状況のもとで、我々県内での状況を見ますと、新田原基地の果たす役割は大変大きいと思っております。

一方で、自衛隊の方とも率直に議論させていただいてる中では、あらかじめどうこうっていう協定を結ぶと、かえってなかなか難しい面があるというふうな考え方もございまして、ただ、

やはりいざというときは何でも頑張りますというふうには、司令とかもおっしゃっていただいておりますが、それは、例えば総合防災訓練とかで実際に、今後も新田原基地で参加していただきますが、そういう実績を積み重ねる中で、いざというときに使わせていただける環境づくりを図ってまいりたいというふうには考えております。

宮原委員 よろしく申し上げます。

中野委員長 ほかにありませんか。さっきの関連、「いや」と呼ぶ者あり）別ですか。（「別です」と呼ぶ者あり）そしたら、井上委員のほうが早かったです。

井上委員 済みません。新・宮崎県の地震減災計画をつくっていただいてありがとうございます。そして、これもまた、毎年度見直しを行うということなので、大変これを評価しつつ、これからも適宜、適切に見直しをお願いをしたいというふうには思っています。

実は、これは私ども、いつも議会のたびごとに申し上げているのは、やっぱり市町村との連携しているのをうまくとらないと、なかなか減災対策にならないのではないかとすることは、各議員とも県議会は、そういうふうな考えで市町村との連携しているのを強く求めているわけです。

今回、私も、この宮崎県の地震減災計画をいただいて以降、ちょっと見せていただきました。よくまとまっているし、よくそれを、そのことがある程度のところの数値目標まで出ているという点では評価をしたいというふうには思っているのですが、実は、私どもの委員会で高知県に行かしていただいて、現実にあります高知県の減災計画含めて、防災の計画を見せていただいたんですが、私はそこで高知県のものを大変評

価するならば、やっぱり計画していることの具体的な目標値をしっかりとあらわした上で、それがどうなのかっていうことが常時点検できるようにしてあるという点で言えば、これを一々開いて、ここがこれでって、どうやったかっていうふうに見ないといけないのじゃなく、これをこういうふうには評価される、きちんとされてるという点では、こういうふうにしたほうがいいのではないかなっていうふうには思うわけです。実際、分母もはっきりしてて、市町村、これはこういうふうにあって、目標値としてはこれなんだけれども、いや、実際今できてるのはこれですよってということがはっきりとあらわせるようにしてあるわけですよ。

実際、この減災計画というのは、市町村にとってもそうですが、宮崎県全体にとっても県民にとっても大変大事な減災計画なので、そういう具体性をもっと出せるようにはできないものかどうか。そこをお聞かせいただきたい。

大坪危機管理局長 この減災計画を作成するに際しましては、市町村のほうともいろんな機会を通して意見交換をしました。例えば、沿岸の10の市町とは津波対策の協議会を設けてます。本年ですと6月に延岡、10月には日南で、現地視察等をしながらお互いの問題点等について協議したところですが、そういったことを踏まえて策定をしたつもりでございます。

委員のおっしゃったその進行管理の話ですけども、この冊子のほうの15ページをごらんいただければでしょうか。ちょっとこんなふうにはカラーで横出しをしているものでございます。前回の計画にはなかったんですが、今回はこんなふうには項目別に短期、中期、長期に実現するもの、そして、公助、自助、共助別に何をしなくちゃならないかっていう一応項目立ての表は作

成しました。したがって、今後このそれぞれの項目がどのように進捗するのか、進んでないところはどこなのかといったような、そういう詳細な進行管理というのはしっかりと進めたいと思います。

井上委員 やはり私、何でもそうなんですけど、計画があるということはわかっているけれども、常に手元に置いて、常に手元でそこがチェックができるっていうことが大事だと思ってるんですね。市町村にしてみると、県がつくったものと、それから市町村なりにつくったものとがまたあると思うんですね。ただ、それが非常に一致をしつつ、具体的に県民の皆さんや市民の皆さんのところに手だてとしてどう行くかっていうことは、一回やっぱりチェックをする必要っていうのがあると思うんですね。チェックシート的っていうふうに言われてしまうとあれなんですけれども、やっぱりそれが適度に自分たちの中で見直しが常に可能であると。

県がしたから見直すんじゃなくて、市町村も含めて、そういう意味でのお互いが共通的にチェックができると、見直しができると。そういうものをやっぱり早急に、私もこれも見せていただきましたが、これだとまだ非常に大まかな感じがして、これよりももっと市町村もチェックがしやすいような、市町村は県任せでいいわけではないんですが、でも、確かに頼りにしておられるのも事実なので、そこあたりを。

それと、各市町村ごとに違うのではなくて、県と一体化してきちんとした指令系統ではないんですけども、そういうシミュレーションは、これ見たらわかるようなふうな減災計画書にさせていただけることを具体的に望みたいと思います。それを、じゃ今度はいつまでにやるのかっていうことが問題なんですけれども、そのあた

りは市町村と丁寧に話していただいて、せっかく私どもも高知県まで行きましたので、高知県が全てだと言ってるわけではないんですね。この方法も一つはありで、この方法もやっぱりせつかなのでとるのがいいんじゃないかと。まずは、分母がわからないと進捗したのかどうかっていうチェックはどうしていくのかっていうのが、ちょっとわかりにくいのではないかっていうのが、今回読ませていただいて、そこを一番感じた次第です。ですから、そこを具体的にやっていただきたいんですけれども。

大坪危機管理局長 やっぱり、さすがに高知県は先進県でございます。いろんな対策も随分進んでます。ですから、そういった高知県、視察の高知県とも一緒に南海トラフ関係の9県知事会というのを設けてまして、いろいろと情報交換等もいたしてます。したがって、そんな先進事例も参考にしながら、県内の市町村ともどんなふうな進行管理をしていくかということの話し合いを進めてまいりたいと考えております。

井上委員 ちょっと蛇足のように見えて大事なことで、ちょっとお話を聞いていただきたいのは、実は私も自宅にペットを2匹飼っております、それはもう人から見たら犬なんですけど、私たちから見ると家族なんです。それで、結局避難所に行く場所がないんですね。私どもも家族で考えた末、大塚台の県営住宅か、ながの屋さんっていうスーパーがあるんですけど、あそこに逃げようっていうことを決めてるわけです。犬を持っていたら、避難所に多分行けないだろうと、それはいけないと。でも、家族だと手放せないっていう気持ちがあるわけですね。よく動物病院の先生方ともお話をさせていただくと、そのことによってもう逃げないっていう方もいらっしゃるというふうに聞くと、ちょっ

と胸が痛くなるような思いがして、それはどこに書いてあるのかっていうと、高知県は書いてあるけど、こっちは書いてなかったりするわけですね。

確かに人間の命が先だろうって言われたら本当にそのとおりなんで、じゃ牛やらあれはどうするんだっていう話にもなっていくと思うんですが、少なからずそのことも入れて県民の命、市民の命っていうことも含めて、ちょっと配慮をいただけると、考えていただけるといいのかなっていうのも一つありますので、そこも、もう言いづらいところなんですけど、ちょっときょうは委員会なので言わせていただいたところなんですけど。

橋本危機管理統括監 委員御指摘ありましたように、ペットロスという言葉もありますけれども、私も実際、岩手県お邪魔したときの避難者を住宅に入られてるときに、避難所の後の避難住宅、やはりそこではペットを飼えないということで、車の中でずっとお飼いにしている例とか拝見して、大きな課題だと思いますし、やはりそれによって精神的に、仮に縁が切れてしまうと、心が沈んでくることによって別の病気の原因になるっていうこともあると思います。そういう観点から、先ほど局長申し上げました、この計画自体は毎年、新たな知見とかを得て更新していくという考えでありますので、正直、宮崎の減災対策っていうものが、やはり大規模災害に対する備えっていうものは後進県だという認識に立って、先進県の事例はしっかりと勉強して、一步ずつですけれども、できることから更新する形で、よりよいものにし続ける努力をしてまいりたいと思います。

井上委員 これでも最後なんですけども、実際私どもが自主防災で、地域で避難訓練をしてみ

ると、ここが避難所と指定されているところよりも、地域からするとここが避難所であってほしいというところが実際はあるわけですね。そういうものを、じゃそれは市町村任せなのか。それ具体的には、じゃどうしていくのかっていう点がなかなか歯がゆいところがあるわけです。私は、近隣で言えば、大塚台団地があって、大塚台団地の中に県営住宅があるわけです。県営住宅には、そこにはコミュニティセンターの中に、一つ、小さい台所を持った集会所があるわけですね。そこはもう高台ですので、海拔53メートルもあるので、みんな頭としてはそこに逃げたいわけですよ。大量に押し寄せる可能性がある。大手のスーパーがある。いろんな空き地があるっていうことになると、そこに大量に逃げ込まれる可能性があるわけですね。そういうことを考えたときに、県営住宅のそういうコミュニティーでつくっている集会所を市が指定するとか、市がどうこうっていうことよりも、県の一つの管理をしている内容であるだけに、そこを充実させるとか、現実性のある避難所づくりというのをどう地域でしていくかということが、市町村にそのことを提起ができないと、なかなかどこどこ小学校に逃げてください、どこどこ高校に逃げてくださいみたいな、そういう言い方だとなかなか具体性がないのではないかなというのがちょっと心配なんですけどね。

ですから、はっきり言って県が持っているいろんな施設をもう一回見直していただいて、そこが避難所になり得るのか、なり得ないのかっていうことも含めて、そことして少しプラスアルファすれば、そこが避難所になり得るということがあれば、やっぱりそこにプラスアルファをしていくと。あそこに調理室がありさえすれば避難所になるのになと私は思うんですけど、

プラスアルファしていくということとかも非常に具体的にやっぱり考えていっていただけると、この減災計画というのが実効性のあるものになるのではないかというふうに思うのですが、いかがなんでしょうか。

大坪危機管理局長 今現在、やっぱり正直申し上げて、初動の避難場所という意識でそれぞれ指定されてるのが現状でございます。ただ、今回の南海トラフ巨大地震では、例えば1カ月たっても最悪の場合、県内で三十数万人が避難生活を送らなくちゃならないということで、避難生活が長くなる。そういうものを前提にした避難所のあり方とか、運営の仕方、そういったものを議論していくべきだと思います。したがって、今、御指摘のあったような点も含めて、市町村とも十分相談してまいりたいと思っております。

中野委員長 いいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）よかったですか、もう。（「じゃ後で」と呼ぶ者あり）

外山委員 私、防災計画をずっと見ながらいつも疑問に思ってきたのは、やっぱ防災計画であれば死者がいても簡単に3万5,000人と。今度は8,600、あそこ、ここ出てきておるわけですね。計画であれば死者ゼロというのが本当の計画だろうと思うんですね、死者ゼロ。極端に言ったら、県民、自分の家族を考えたとき、家族にもしものとき、もう誰も犠牲者を出さないためにどうしたらいいかというのを徹底すれば、ゼロに近い数字はできると。県民でも、いろんな防災の逃げ方とか避難場所とか、いろいろな施設、高齢者の施設等は どうやって対応するか。それを徹底すればゼロっていう計画はできると思うんですね。

ただ、結果的には逃げる途中で心臓麻痺を起

こしたとか、眠ってわかんなかったとか、そういう結果的には死者は出てくるだろうけども、そういうふうに考えていくと、いとも簡単に数字が出ておるといことは、みんな自分のことじゃないと思っておると思うんですね。この死者の数っていうのはどういう考えでカウントしてあるんですか。

大坪危機管理局長 先々月に被害想定を発表した中で、この死者数についても入っております。大きくは地震の揺れに伴う死者、それから津波、浸水による死者というものが数としては大きかったです。地震の揺れに関しては、震度分布というのをその前に発表しましたので、それぞれの地域ごとにどの程度の震度が発生するかというのはわかります。そこに、どのくらいの人口があるということもわかります。そして、過去の大規模な災害でどの程度の割合で死亡されたかということをお案して、それぞれの地域ごとにはじいてます。

一方、津波対策につきましては、住んでるエリアから指定されてる避難所まで何分程度で避難できるかというのを全て調査をしました。そういう中で、現状としましては早期に避難する人の割合が20%ぐらいという設定をしたときに何人ぐらい死亡するか。場合によっては、もっと早期避難率を高めて70%ぐらいにしたらどうなるかということで、それぞれ地域ごとに計算して合計した数字でございます。

ですから、例えば今申しました3万5,000人といえますのは、現状の建物の耐震化の状況、それから避難場所の状況、そういったものを踏まえるとこの程度、3万5,000人ぐらいになってしまうだろうと。ただし、今後、建物の耐震化というのを、全体の9割まで高めるとか、あるいは、さっき申しました早期避難を全体の70%の

方がするという場合には、8,600人ぐらまで軽減できるという数字をお示したものでございます。

したがいまして、さらにそれを進めて建物の耐震化を100%にするとか、早期避難率も100%にするということになれば、この数字というのには限りなくゼロに近づくということになりますので、そこまでの数字は出してませんけども、一応8,600という数字が前回のシミュレーションで出てますので、それからさらに軽減を図る努力をしていくという表現に今回はしたところでございます。

外山委員 地震の死者の予測、津波の死者の予測、そこはどういう割合なんですか。地震は、さっき言われたように過去のデータがあると思うんですよ。津波は突発的に来て、逃げ方によっちゃ相当軽減されていきますよね。

大坪危機管理局長 先ほど3万5,000と8,600という数字を御紹介しましたので、それに基づいて御説明をしますと、3万5,000人死亡するという想定をした場合に、地震の建物倒壊による死者というのが3,700でございます。それから、家具の倒壊で死亡する方が、その中の190名ということになります。それから、急傾斜地が崩壊することによる死者が約50名、それから津波による死者が約3万1,000名、それから火災による死者が約90名ということで想定をしました。これは過去のデータ等に沿って、一定の割合というものを掛けて出した数字でございます。

それに対しまして、8,600まで低減できた場合ということですが、その場合は、建物倒壊による死者が1,500、その中で家具の倒壊による死者が内訳として100、それから急傾斜地の崩壊は残念ながら50のままです。それから、津波のほうは7,000まで軽減できるという想定になって

おります。それから、火災は20ということでございます。

外山委員 やっぱ今の説明聞きますと、津波による被害、人的被害が非常に大きいということは、もう徹底して逃げる避難場所の確保、それを徹底していけば、こっちはぐっと減っていくんじゃないですかね。そんな感じはしますけど、どうでしょう。

大坪危機管理局長 現在の8,600になるという想定ですが、これは、現状の避難施設の状況を前提としてます。ですから、さらに、おっしゃるとおり避難場所をもうちょっと細かく、きちんと整備をするということ。そして、さらに早期避難率を高めるということ、それによつては、さらに7,000から、さらにその数字を減らすということは十分可能ですので、そういった対策というのはしっかり進めていきたいと思えます。

外山委員 だから、私は、さっきファミリーっという言い方しましたけど、県全体、そして市町村単位、集落、自治会単位、そしてしばめていったら家族ね。そこで徹底的に逃げる、避難場所に行く、それを事前に訓練っていうか、学習しておけば、津波のほうは限りなくゼロに近づくことは可能だと思うんですね。そういう点をひとつ、また、これからの検討の中に置いていただいて検討をお願いしたいと思います。

以上です。

中野委員長 ほかにありませんか。

・原委員 その限りなく近づけるための措置が、今度、法律ができて云々だと思うんですが、この前、先進県、高知の話が出ましたけれども、一番高い津波が来ると予測される黒潮町、そして、その後、高知県庁、これは議会のほうに行つて、執行部の担当の方のお話聞いたんですが、黒潮町、2つの町が合併して1万ぐらいですか

ね、小さな町でしたけれども、一般会計予算が80億から90億、見ましたら、25年度から物すごく突出してるんですね。これ、どういうことですかって聞きましたら、もう既に役場庁舎の高台移転だとか、いろんな計画があって、実際にもう予算化して動いてるわけです。

県庁に行きましたら、県庁は、高知県の独自の補助事業というのを既につくっておられて、各市町村の支援をやっておられました。この財源までは私もちょっと聞き漏らしたというか、そこまでの時間はなかったんですけど、先進県高知は、既に市町村がそうやって予算組んで、一般会計の約3割、ぐらいの大きな予算組んで具体的にやってるわけですね。この差というか、我々宮崎県の場合は、特別強化地域等で、それ今から計画をつくって、これからの話じゃないですか。この違い何なんですかね。

大坪危機管理局長 これ、新法がようやくできました。これで日向灘を含めた地域が対象ということでできたんですが、その前の法律は南海地震までなんですね。東海地震と東南海地震と南海地震までということで、四国地域までは随分いろんな事業が手厚くされてるんですが、残念ながら九州のほうはなかなか具体的には進んでないという現状がございます。したがって、それを今回、日向灘沖まで含めた新しい法律が制定されましたので、今後、いろんな制度事業を使いながら施策を進めてまいりたいと考えております。

・原委員 ということは、くくりとしては、従来のその予測からして高知までは、旧法という言い方はおかしいけれども、そういう適用になって補助事業の対象になってたから、今回そういうことで今、予算措置ができた。宮崎県の場合は、その法律の適用外だったので、今度、

新法ができたことによって、高知県さんと同じようなことがこれから推進できるというふうに理解していいんですかね。

大坪危機管理局長 若干、説明させていただきますと、旧法でも地域指定がなかったわけではございません。宮崎県内でも、例えば宮崎市とか延岡市とか日南市、日向市沿岸の市町等は指定がされてます。したがって、全く何も事業がされなかったということではございません。しかしながら、先ほど申しましたように、やっぱり東南海、南海地震までがその対象になってましたんで、どうしてもその事業というものは四国地域までに傾斜されてるとというのが現状でございます。それが、今回、日向灘まで広がった4連動も対象とするということになりましたので、いろんな予算枠の確保を含めて努力してまいりたいと考えております。

・原委員 わかりました。

中野委員長 ほか、ありませんか。ないですか。ないようですね。

・原委員 高知県庁でシミュレーションを見せていただいたんですよ。実際に津波が来るシミュレーションを見せていただきまして、これ、どこでつくったんですかって聞きましたら、これはコンサルがつくったということでしたけど、ああいう映像を見せられると、非常にリアルに津波がまちに押し寄せる状況っていうのわかって、危機意識ですよ、危機感。危機感だと思いますから、それによってかなり人命救助ができるんじゃないのという今お話もありましたけど、そういう意味では、シミュレーションの映像っていうのは非常に僕はいいなというふうにも思ったんですが、それお金のかかることですが、それでも、大事なことじゃないかなって感じなんですけれども、本県はそういうシミュレーショ

ン映像をつくろうという、また、つくってるとかいうことはないんですかね。

大坪危機管理局長 たしか数年前だったと思いますが、作成をしました。ただ、これは従前の地震津波の想定でしたので、例えば日向の細島港で5メートルの津波が来襲した場合にどんな状況になるかっていうのを映像化してお示しをして、いろいろ県内で防災意識の向上のための事業とかもやっていますんで、そういうところで御紹介しているという経緯はございます。

・原委員 聞きづらいこと聞きますけど、コンサルに依頼ってということなんですけど、地震防災減災対策の何ていうか、体系っていうか、報告書っていうか、これコンサルに恐らく高知の場合もされたんだと思います。どういう津波が来てという、いろんな専門的な知識も要るでしょうから。本県の場合は、これは独自というか、やっぱりコンサルに、そういう専門的なところにも相談されてこういう計画をおつくりになってるわけでしょうか。

大坪危機管理局長 2年前ですか、専門業者に委託をしまして、そして津波の浸水想定がどうなるかということ。それと、地震の震度分布がどうなるかということ。そして、3つ目は被害想定がどうなるかということ。そして、それに対してどんな対策をすれば減災効果が発生するのかってということ。そういったことを一連の事業として委託をしまして、このほどそれができ上がって、それを受けまして、それぞれの内容をさらに専門家とも協議したりして発表したということでございます。

・原委員 今、井上委員から回ってきたんですけど、高知県の計画、こういう厚みのやつで、中身見ると、非常にカラー刷りでも刷ってあったりしてますね。

以上です。

中野委員長 ほかにありませんか。副委員長は。

重松副委員長 ないです。

中野委員長 いいですかね。2点ほど。

旭化成が細島に、濃縮ウランの研究所のあれを保管してますよね。あれを今度は、そういう南海トラフの関係で、今、地上で保管してるのを、穴を掘って地下で管理するということであるようですが、ああいうのをする場合に、県と日向市、それから旭化成ですかね、3者でいろいろと協定を結んでおる案件だというふうにも聞いておりますが、そういうことをする場合に、危機管理局にも事前にきちんと連絡があって、何か対応するような仕組みにはなってるわけですかね。

大坪危機管理局長 旭化成のウラン施設については、商工観光労働部のほうで所管をしますが、私がおの件について直接何か聞いたということはないです。

中野委員長 今回の大きな津波を想定してそういう施設をつくる。それが本当に10メートルぐらい掘って大丈夫なのかどうかということも、液化現象、どうせ埋立地につくる、掘るわけですから、地上にあることのほうが危険だからそうなったと、計画をされるんだと思いますが、来年から工事を始めて、27年にちゃんと移すというか、管理終了するという話でしたが、これは来てないという、まだ聞かれていないということですね。しかし、これなんか、危機管理局の最たるもんじゃないかなという気がしてお聞きしました。

それから、もう一点お聞きしたいのは、広域連携体制の確立ということで、国や九州各県でいろいろ広域連携の強化を図るということで、

説明では、この南海トラフ巨大地震対策ブロック協議会の幹事県が本県であって、九州各県等と連携構築を図っているということですが、九州各県でも何回となく協議をされておるわけですね。それと、であれば、九州各県が今回のこういうことについて、どういう状態で進んでるということはちゃんと情報が入って、把握されておるわけですかね。

大坪危機管理局長 九州ブロック協議会、まずは全国協議会が設立されたんですが、昨年、内閣府のほうから、地域ごとに、ブロックごとに設置ができないかという話がございまして、本県では、やっぱり九州の中で一番影響が大きいということですので、知事とも相談をして幹事県として積極的に参画していこうということにしました。そういう中で、本年度も実は2回ほど、もう全体会議開きまして、それぞれの県がどのような施策を打っているのかということ、そして、どういうふうな問題意識を持っているのかということ、そういったことについて率直な意見交換をしたところでございます。

さらに、今回、総合防災訓練を12月15日に実施しますが、これは県単独ですというのではなくて、宮崎市との共催、さらには九州ブロック協議会との共催という格好にしました。そこで、九州各県とも連携をしながら、いざ、この南海トラフ地震が発災したときに、九州の中でどうやって情報交換をするのかとか、対策のフォローをするのかと、そういったこともあわせて検討していきたいというふうに考えております。

中野委員長 要するに後方支援ですよ。県内でもいろいろと拠点施設を県もつくってとか、いろいろ過去、説明されてきましたが、特に宮崎県全体が大きな被害になる。隣の大分県も、もうそれに劣らないような内容ということで、

この東九州が全面やられるわけですよ。そうなったときに熊本県はどう対応されるようにお聞きされておりますかね。

大坪危機管理局長 実は、大分県が、今九州知事会の会長県として、万が一こういう大規模な災害が発生した場合は、九州知事会の幹事県が中心となって調整をするということになってるんですが、残念ながら南海トラフの場合には大分県も被災をします。それで、臨時的に熊本県に、この南海トラフが発生した場合には幹事県になっていただいて、九州内のいろんな対策の調整をお願いをしようという話が現在進んでいるところでございます。

中野委員長 それで、熊本県がどういう対応をするっていうことは、後方支援等で対応するっていうことは、まだ具体的なものは入ってきてないわけですね。

大坪危機管理局長 例えば、人的な支援をどうするかとか、必要な物資をどんなふうに供給するかといったようなこと、こういったことを今後、九州内でいろいろと協議をしていくということになるかと思いますが、現時点で具体的に熊本県が何をやるということまでは策定してございません。

中野委員長 私が漏れ聞いているところでは、鹿児島県も熊本県も県議同士、いろいろ交流してるんですが、熊本県は九州の非常に中央だということで、九州全体を後方支援するということで、大きな後方支援の施設をつくと、こういう話を聞いているんですよ。そういうことを進めておられるようでありますが、そういうのは国が指導、ブロックとか云々って言われるんですから、国が指導されて熊本県にそういうのをつくらせようとしているのか。それとも、熊本県自身が単独でそうされてるということとはわ

からないんですが、そういう話というのはお聞きになっていらっしゃいませんか。

大坪危機管理局長 実は、ブロックごとの広域的な防災拠点というものをぜひつくってくださいという要望は、本県からもいたしてございます。例えば、御視察されたかもしれませんが、東京ではお台場のほう、有明の森っていうんですか、あそこに大規模な広域的な防災拠点がございます。ああいったものをそれぞれブロックごとにつくっていただいて、そこを中心に九州なら九州での支援活動というものを進めていただきたいという要望はしているところでございます。その結果、どうなってるかということはまだ聞いてないところでございます。

中野委員長 今回の南海トラフの地震ないし津波というのは、宮崎県、大分県が一番被害が大きくて、その次に鹿児島県ですよね。そして、どの県にも少なからず影響があって被害が出るわけですよね。それで、そのときの中央が熊本県だということで、熊本県は九州一円を覆ったそういう後方支援をする一大基地をつくらうという計画をされているやに聞いてるんですよ。そして、さっきヘリコプターの基地が云々くんぬんって言われたけれども、そのヘリコプターの基地も非常に自衛隊の西部方面総監部もあそこにあるということ等もあるんでしょうが、熊本県にそういう基地をつくらう、九州各県をだから後方支援をする基地をつくらうという話なんですよ。

そういうのは非常にありがたい話だけれども、九州各県をそれするという話ですから、熊本県だけが独自でそれされてるというふうには思っ

てなかつたんだけど、単なる熊本県が自発的に九州各県を支援したいと思っ

てつくられるとも思わないし、何かその辺の絡みがちょっとわかりませんが、そういうことも九州は一つという面から見ますと悪いことではないと思うんですよね。

だから、宮崎県は被害地に全部なって、新田原の話もありましたし、さきに知事は宮崎空港が使えないときには新田原もという、そういう新聞報道もありましたよね。そこ辺もちゃんとされてると思うんですが、それも使わにゃいかんと思うんですが、九州全体でのヘリの話からそう思い出して今、言ってる話ですが、やはり熊本県のその辺のこともよく連携をとって、後方支援のありがたい話ですけれども、その辺のことが道州制を目指したときの先手としての熊本県の話なのかどうかわかりませんが、よく把握をして、できたらその辺のことを我々に、具体的に。本当であればお知らせを願いたいというふうに思っています。

橋本危機管理統括監 正直そのような話っていうのは、我々も承知してないところでございまして、例えば物資の輸送にしても、県内でも一次集積所から二次集積所ということでどんどん小分けしなきゃいけないという状況だと思いますが、そういう規模で九州に1カ所つくるのが本当にいいのかどうかという議論もあり得ると思います。

もう一つ、我々から要望してる国の広域支援拠点っていうのは、被災地に近いところにつくっていただきたいというふうに思っております。具体的にもう宮崎県内につくっていただきたいというのが我々の思いでございます。ヘリコプターは、運航時間が大体2時間ぐらいでございますので、その2時間ごとに熊本まで行って燃料を積んでまたってということだと、活動時間が非常に限られますので、その位置づけっていうものをよく勉強してまいりたいと思いますし、

ちょっと熊本県からもちょっと状況について情報収集してまいりたいと思います。

中野委員長 国が指導して、熊本県にそういうヘリの大基地をつくったり、いろいろな交信する基地というか、そういう施設をつくるということであるかどうかも含めて、例えば、さっき、できたらこの現地でという話もありますから、もし勝手につくるのであれば、しかも裏で国が後押ししてるのであれば、それが我々宮崎県としてそぐわなければ、きちんと言ってほしいと思います。そのこともお願いしておきたいと思います。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

中野委員長 ほかに質疑もございませんようですので、以上で終わりたいと思います。執行部の皆さん、大変御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時44分再開

中野委員長 委員会を再開いたします。

委員協議に移ります。

協議事項（１）の「提言について」であります。

県外調査が終了し、他県の状況等も調査できましたので、これからは年度末の報告書の作成に向けて、県当局や国に対し、どのような提言や働きかけができるかを整理していかなければなりません。報告書にどのような提言を盛り込むべきかについて、御協議いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

前回と同様に、今までの活動の経過を事前にお配りしております。

また、事前にお知らせしてまずとあり、今ま

での活動を踏まえて、まずは、「自助・共助の取り組み」「防災教育」「防災関係機関との連携強化」の3点について、テーマを絞って協議をしていただきたいと思います。その後、テーマ以外の事項について御協議をいただきたいと思います。

まずは、自助・共助の取り組みについてです。

県南調査で伺った日南市での調査において、食料などの物資の備蓄に関し、行政での取り組みでは限界があるため、「各家庭での備蓄促進」をお願いしているという話がありました。

また、県北調査で伺った大分県や高鍋町などの調査において、地域での防災力を高めるためには、「地域のリーダーとして防災士を活用した自主防災組織の活性化」が必要との話がありました。

さらには、高知県や高知県黒潮町での調査において、地域みずから話し合いを行い、「地域における避難計画の策定」を進めているという話もありました。

これらを踏まえて、各家庭や各地域での防災に対する取り組みについて、どのような提言を行うべきか、御協議をいただきたいと思います。何か御意見等はございませんか。

高橋委員 委員長から、今、お話がありました日南市に行ったときに、食料備蓄を家庭でもしている。私、それでちょっと思い出したのは、先だって一ツ葉保育園に行きましたよね。保育園は食料備蓄してました。やっぱああいうのが避難所として想定される場所なんですよ。いわゆる共助という意味で備蓄なんかをしてくださると大変助かると思ったんで、そういうところの何かしっかり、提案っていいですか、お願いできたらなという意見。

中野委員長 共助という面ですね。

内村委員 自助ということで、それぞれの家庭がやっぱり、とりあえず3日ぐらいは非常食と水と医薬品、それだけはもうやっぱり原則、原則ということは言い過ぎですけども、私、阪神・淡路大震災のときの受け入れ体制等、いろんなことしてきましたので、やっぱり自助ということが一番で、2日、3日は何とか家族の分は賄えるぐらいのことはやっぱりするべきじゃないかな。私は自分でリュックサックに詰めて、懐中電気の電池とか入れかえしながらしてるんですが、やっぱりそれはもう、それぞれができる範囲内のことをやっつくということは大事なことじゃないかなと思います。

中野委員長 共助、自助という。

井上委員 きょうもちょっと、私が具体的に私の地域のことで申しましたが、地域避難計画の早期の策定ですよ。これは非常に具体的に市町村含めて、やっぱり丁寧にやっていただくということが、そして周知っていうのを徹底するということが、だからこそ、何か自主防災組織の活動の活性化とか、いろんなものが下に浸透していくのではないかなというふうに思います。

ですから、ただ、机の上だけのものじゃなく、実態に合わないものになったら見直していくっていうぐらいの力をやっぱり市町村にも持っていただきたいので、ここを徹底してやっていただけるといいかな。

だから、例えば、先ほども申しましたが、県営住宅の、そういうコミュニティセンターがあるところは、そこに備蓄が、先ほども出たように備蓄できるぐらい、調理場がある程度使えるぐらい、それぐらいのことをやっぱりやっつくというぐらい、県の小さな末端の、何ていうか、活用できる施設については、徹底的に見直して活用していくというぐらいのことがあるべ

きではないのかなっていうふうに思います。そういうことが具体的に文言化されるといいのかなというふうには思っているところです。

中野委員長 どんどん出してください。自助、共助。

高橋委員 今、井上委員もおっしゃいましたが、やっぱり減災は、この、でほぼ決まると思うんですね。だから、地域避難計画っていうのはもう、例えば私達は黒潮町に行きました。あそこまでできるかどうか、ちょっと私も疑問ありますけども、あそこがやっぱり理想だと思うんですよ。避難カルテつくってますね。それで、やっぱり徹底すればするほど、減災っていうのは限りなくゼロになるっていうふうに思いました。

それとあと、防災教育は、これは大人の教育もこれは含めて（「防災教育は」と呼ぶ者あり）ごめんなさい。じゃ。

中野委員長 まだ、次の段階で。また、発言してください。自助、共助の、こののところで。1つずつ進めますので。自助、共助の取り組みについて、発言はございませんか。

井上委員 委員長、ここ、まとめであるかもしれないけど、黒潮町の避難カルテっていうのは本当に現実性があってよかったですね。つくるべきではないのかと思いますね。徹底、何もかも……。

中野委員長 いろいろと県内外を調査したことで、それぞれありましたが、この件はいいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

中野委員長 ただいまの高橋委員、内村委員、井上委員の御意見も参考にしながら、今後整理していきたいと思います。いいですかね。

次に、防災教育のあり方について御協議をい

ただきたいと思います。

岩手県釜石市では、群馬大学との連携のもと、防災教育が継続して実施されており、そのおかげで児童の命が助かった事例がありました。

また、子供に教育を徹底することにより、その親や地域を巻き込んだ防災意識の向上につながっていました。

大分県佐伯市では、関係機関や地域が一緒になって、子供に防災教育を行う「防災キャンプ」の取り組みも行われていました。

これらを踏まえて、防災教育に対する取り組みについて、どのような提言を行うべきか、御協議をいただきたいと思います。御意見はございませんか。

高橋委員　・原委員の先ほどの質疑の中でも出てましたけど、シミュレーション映像ですね。この防災教育、大人の教育も私、訓練と思うんですけど、やっぱり高知が、私がああの映像見たときに思ったのは、実際にあの映像はほら、宮崎市のビルとか地形をそのまま映し出したやつに津波が押し寄せてくる映像じゃないですか。あれを見せられれば、やっぱり恐怖心っていうのがしっかり認識されると思うんです。多分、黒潮町なんかもそういうのを徹底して住民に啓発をしていった経緯があって、何か説明会でも参加者が6割とか7割とかおっしゃってましたよね。そういう意味では、そういったシミュレーション映像、お金かかるかもしれませんが、できるだけ、いわゆる災害の恐ろしさをしっかり地域住民に認識させる、そういう取り組みも必要だなと、こう思っております。

井上委員　委員長、関連してですけども、先ほど委員長が何度も熊本県の例をとったりされておりましたが、やっぱり今回、国の動きも含めてですけども、南海トラフのことを宮崎県も

いかに危険であるかということ国の方にもちゃんとと言わないと、予算を獲得するっていうことができないと思うんですね。先ほど蓬原委員が言われたように、やっぱり目で見るということは大変な、一番大きな教育になると思うので、そういうことが可能になっていくような予算措置をとってくるぐらいの気持ちでやっていただくように、プッシュできるような報告書であってほしいというふうに願っています。

中野委員長　ほかにございませんか。ないですか。いいですか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

中野委員長　ただいまの高橋、井上両委員の御意見も大いに参考にしながら、今後、整理していきたいと思います。

次に、防災関係機関との連携強化について御協議をいただきたいと思います。

陸上自衛隊の川崎陸将補のお話や、県外調査で伺った岩手県の調査において、災害が発生した場合には、応急活動により被害を軽減するためには、「防災関係機関との情報共有の徹底」や「ヘリの運用などを含めた活動のルール化」が重要ということがわかりました。

また、宮崎海上保安部の柳田部長のお話では、「地域からの情報などを、自治体や防災関係機関が情報共有できる仕組みづくりが必要」といった御意見もいただきました。

このことを踏まえ、防災関係機関との連携強化についてどのような提言を行うべきか、御協議をいただきたいと思います。御意見はございませんか。

井上委員　繰り返しになって恐縮ですが、（「いいんですよ、どうぞ」と呼ぶ者あり）3と4とちょっと関係はあるんですけど、市町村枠を超えた広域的なハザードマップの作成っていうの

とも関連性もあるんですが、先ほど申しましたように、やっぱり減災計画っていうのは大変重要で、だから、地域、市町村、県、防災関係機関の情報伝達の仕組みをつくるということも含めてですけど、それがスムーズに行くには、やっぱりこの減災計画書っていうのが実効性のあるものにならないといけないと思うんですよ。ですから、先ほどちょっと数値目標等も含めて言いましたが、お互いがそこが常に確認ができていけるような、そういう計画書づくりっていうのに努めていただきたい。県はやっぱりそれを市町村とともに、常に点検ができるような形をしていただきたいっていうふうに思うので、そのあたりのことを報告書の中には出していただけるといいなというふうに思ってるんです。

中野委員長 ほかにございますか。

内村委員 宮崎県には新田原があり、海上保安庁があり、都城自衛隊、えびの自衛隊、そういう機関があるわけですから、そういうところは連携をぴしゃっとして、いざ何かあったときのその情報の共有化って、ここに書いてありますけども、そういうところとやっぱり緊密な連携をとってしてほしいと思います。

中野委員長 いいですか。ほかに。

高橋委員 書いてあるんだけど、6月21日の調査の主な意見等です。やっぱり宮崎県の弱点は、海岸沿いはいいと思うんですけど、常備消防がやっぱり不十分ですよ。中山間地域はもう、まだ今からですから、常備消防の全県整備促進はやっぱりしっかり提言で、我がこの委員会は言うべきかなと。それと、もう一つは、さっき出しましたけど、海上保安部ですね。これは個人的に油津港湾の耐震化、ここしっかりしないと、やるときに海上保安部が活躍できません。

中野委員長 あそこをやられんようにしよう

でな。ほかにございますか。いいですか。よかですな。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

中野委員長 ただいまの井上委員、内村委員、高橋委員の御意見も参考にしながら、今後整理していきたいと思います。

その他、今までの活動や、本日の委員会を踏まえて、何か御意見はございますか。

・原委員 大分に行って、帰りに県内の高鍋と、どこでしたかね、門川かな、回って、また、自分たちでも県が発表した被害想定等の市町村の反応等を見たときに、何か危機意識が宮崎県は、また特に高知に行って比較して、あるいは東北に行って実際被災したところを見たところ、低いのではないかなと意識が。だから、市町村の反応も、そういう防災計画が非常に進んでないようだし、県が何かしてくれないかなみたいな話もあったりして、何かそういう意識の向上、意識の醸成っていうのを全県にしっかりやらないと、これ、ここで計画するって、防災計画つくっても実行に即さないことになるんじゃないかなという気がしてまして、危機意識の醸成をいかに図るかということ大事じゃないかなっていうことを総体的に感じたんですけど、どうなんですかね。宮崎県の県民性っていうのもあるかもしれんけれども。

中野委員長 ほかにないですか。ございますか。

高橋委員 その他です。（「その他、どうぞ」と呼ぶ者あり）さっき外山委員もおっしゃった、私も、もう前から気になってたんだけど、何ぼ対策とってもこれだけ死ぬんだという、説明はあっても、最後に、可能な限りゼロにするんだっていう、そういう説明で終わらないと、ああ、何ぼしてもやっぱりこれだけ死ぬというのわ

かって、私は、実は対策でも前から思ってたんだけど、もう何ぼ対策しても何割は死ぬとか、何割までとどめるんだって、目標立てるの、あれもまたちょっと気に食わんので、やっぱりゼロを目指す、そこはやっぱり行政側はやっぱり言わないと、最後のところは。そういうところはやっぱりしっかり結んでください。

外山委員 おっしゃるとおりなんですね。今の死者の数って過去の実態を見たときに、こういうことが想定されるんであって、これから先のやっぱ防災計画は、あくまでもゼロを目指した防災計画を目指すべきだということで、ほかにどこかにそれを。

中野委員長 そうやな。佐伯市は5人まで押さえちゃったからな。誰と誰と誰って。そこまでするといふの、徹底しちよるからな、びっくりしました。

ほかにありませんか。その他は大いにあると思うんだけど、ないですか。

宮原委員 いいですかね。いつもテーマ読んで、避難タワーの整備とか書いてあるんですけど、やっぱり高知県も見て、避難タワーとかそういうものを整備するに当たって、県が相当な予算をやっぱり、後方支援をしますから、市町村の持ち出しがないぐらいの状況でやっておられましたけど、宮崎についてはなかなかそういう状況にはないようなんですが、やっぱり周辺の市町村からすれば、どうも、いろいろ聞いてみると高知県はどうなってるんだという情報分析はされてるようなんですよ。そうすると、県はそういった予算を出してくれないのかというような雰囲気があるようですので、やっぱり県としては、高知県ができるわけですから、やっぱりなぜそれができるのかというのを分析をされて、そして、やっぱり予算獲得、そして市町

村との連携っていうところに力を入れていただくようお願いをしておきたいと。要望です。

中野委員長 そのとおり。ほか、ありませんか。有岡委員が何かありそうな顔しちよるが。これ、言わんと。まとめをせにゃいけんわけだから。

有岡委員 ぜひ、やっぱり教育的視点からのハザードマップを恐らく配布して終わりということを考えられるもんですから、ぜひ避難カルテという勉強もさせてもらいましたし、映像のシミュレーション、これもいいと思いますし、この前、研修したピックアップ行動とか、グリッドロック現象とか、垂直避難、こういった言葉を聞いて、初めて我々は知ったわけですね。ですから、こういった我々の段階でとまってしまわずに、どうやってこういった東北の震災から学ぶかというところにいってないもんですから、そういう意味でのやっぱり県の取り組みとして、市町村だけでは情報がとまってしまいそうな雰囲気ですので、もっと積極的にこういう情報を流すような仕掛けをする必要があるなとは思ってます。済みません。それだけです。

済みません、もう一点。（「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり）それと、先ほどの推進地域と特別強化地域という指定基準が明確になってないということですから、これが早く明確に決まると動き出すと思うんですけど、これは国のほうに早く、特別措置法の地域がどこかっていうのがわかるとありがたいと思っております。

以上です。

中野委員長 いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

中野委員長 そしたら、・原委員、高橋委員、外山委員、宮原委員、有岡委員の御意見も参考にしながら、今後整理していきたいと思います。

平成25年12月6日（金曜日）

ほかにならないようでしたら、今まで協議いただいた内容を含めて、報告書骨子案を作成し、次回の委員会にお示ししたいと思います。

次に、次回の委員会についてです。協議事項（3）の次回委員会につきましては、来年1月31日金曜日を予定しております。

次回委員会で必要があれば、執行部からの説明を求めるとともに、報告書骨子案について御協議をいただきたいと思っております。

執行部からの説明等は次回が最後になりますが、次回委員会での執行部への説明・資料要求について、何か御意見や要望はありませんか。ないですか。

有岡委員 失礼します。12月15日に避難訓練をするんですけども、この成果と課題、そして訓練のための訓練になってないかどうか、そういったこともぜひ1月の中で報告いただきたいと思っております。

中野委員長 そうやな。ほかにならないですか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

中野委員長 ただいまの有岡委員の御意見を参考にいたしまして、次回委員会の説明、資料等を要求したいと存じますので、内容については、正副委員長に御一任いただいてもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

中野委員長 これから先、あるときには私に言ってきてください。そのことも含めて、それではそのような形で準備をさせていただきます。

井上委員 済みません。ちょっと今、有岡委員のプラスしてですけども、できたら、市町村のハザードマップを県はどんなふうにとめてて、例えば今度、減災計画を県が出して発表するわけですけど、それに、呼応して市町村

で見直すようなところがあるのかないのか。そのあたりの報告をいただけるといいなと思うところですけど。

中野委員長 井上委員のそういう意見も取り入れて準備をさせていただきたいと思っております。

最後になりますが、協議事項（4）の「その他」でございますが、委員の皆様から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

中野委員長 では、今後の日程について確認いたします。

次回の委員会は、来年1月31日午前10時からを予定いたしておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、本日の委員会は閉会いたします。終わります。

午後0時6分閉会